

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第6号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第17条」に改める。

第2条中「第4条」を「第8条」に改め、「使用し、又は」を削り、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第3条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「使用又は」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「使用又は」を削る。

第5条の見出し中「使用申請」を「利用申請」に改め、同条第1項中「（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターを除く。以下同じ。）」を削り、「の使用」を「の利用」に、「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用申請」を「利用申請」に改め、同項第1号中「連絡先」の次に「（個人の場合は、氏名、住所及び連絡先）」を加え、同項第2号及び第3号中「使用し」を「利用し」に改め、同条第2項中「使用申請」を「利用申請」に改め、同条第3項中「使用日」を「利用日」に、「使用申請」を「利用申請」に改め、同条第4項中「使用の」を「利用の」に改め、同項前段中「使用申請」を「利用申請」に改め、同項中「多目的ホール早期予約催事使用申請書」を「多目的ホール早期予約催事利用申請書」に改め、同項第1号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条第5項中「使用申請」を「利用申請」に改め、同条第6項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用申請」を「利用申請」に改める。

第6条の見出しを「（利用承認等）」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用申請」を「利用申請」に、「使用目的」を「利用目的」に改め、同項第1号中「使用を」を「利用を」に改め、同項第2号中「多目的ホール早期予約催事使用」を「多目的ホール早期予約催事利用」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第2項中「使用申請」を「利用申請」に、「使用日」を「利用日」に改める。

第7条の見出し中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条第1項中「使用時間」を「利用時間」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第8条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用日時」を「利用日時」に、「、使用日」を「、利用日」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「に定める使用料」を「の利用料金」に、「室」を「会議室等並びに附属設備及び備品」に、「会議室等」を「もの」に改める。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「第12条第1項本文の規定による使用料」を「第12条第1項の利用料金」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第12条第1項ただし書」を「第12条第4項」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、同条ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、「場合」の次に「並びに市民交流ラウンジ及び個人用ロッカーの利用」を加える。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「第12条第2項ただし書」を「第12条第5項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「生涯学習センター使用料・利用料金還付申請書」を「生涯学習センター利用料金還付申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書」を「生涯学習センター利用料金還付決定通知書」に改める。

第13条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「使用方法」を「利用方法」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第15条第2号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第3号中「使用しない」を「利用しない」に改める。

第17条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第18条を削る。

第19条中「別表第7」を「別表第6」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

別表第1中「使用日（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにおいては、利用日。以下この表において同じ。）」を「利用日」に、「使用（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにおいては、利用。以下この表において同じ。）」を「利用」に、「使用日の」を「利用日の」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表第2中「使用日」を「利用日」に改める。

別表第3中「会議室等」の次に「及び多目的ホール」を加え、「（利用時間）」を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条関係）

1 大和市生涯学習センターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
講習室	講習室（601）
大会議室	会議室（602及び610）
中会議室	会議室（603）
小会議室	会議室（604、605、606、607及び609）
スタジオ（大）	スタジオ大（301）
スタジオ（中）	スタジオ中（302）
スタジオ（小）	スタジオ小（303）
和室	和室（608）
美術・工芸室	文化創造室・会議室（612）
調理実習室	調理実習室・会議室（611）

2 大和市生涯学習センターの附属設備及び備品の適用

附属設備及び備品\区分	単位	適用する設備及び備品
団体用倉庫等	1区画	団体用倉庫又は団体用ロッカー
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルP Aパック、プロジェクター等

3 大和市つきみ野学習センターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
会議室	201会議室、202会議室及び303会議室
講習室	304講習室
集会室	203集会室
和室	301和室及び302和室

4 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
会議室1	会議室1
会議室2	会議室2
会議室3	会議室3

会議室 4	会議室 4
会議室 5	会議室 5
多目的室	会議室 6
	会議室 7
	会議室 8
アリーナ	全面
	1 / 2
	個人利用

5 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの附属設備及び備品の適用

附属設備及び備品\区分	単位	適用する設備及び備品
貸出設備、備品等	1 区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルPAパック、プロジェクター等

6 大和市桜丘学習センターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
会議室	104 会議室
講習室	103 講習室及び202 講習室
集会室	301 集会室
和室	102 和室

7 大和市渋谷学習センターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
302 スタジオ	302 スタジオ
303 スタジオ	303 スタジオ
304 講習室	304 講習室
305 講習室	305 講習室
306 和室	306 和室
307 会議室	307 会議室
308 会議室	308 会議室
309 講習室	309 講習室
310 講習室	310 講習室

別表第5を削る。

別表第6中「使用内容（利用内容）」を「利用内容」に、同表1の項中「（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにおいては、）」を「又は」に改め、「を含む。）」及び「使用し、又は」を削り、同表2の項から6の項までの規定中「使用し、又は」を削り、同表7の項中「使用する」を「利用する」に改め、同表8の項中「（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターに限る。）」を削り、同表を別表第5とする。

別表第7中「第19条」を「第18条」に改め、同表第4号様式の項中「多目的ホール早期予約催事使用申請書」を「多目的ホール早期予約催事利用申請書」に改め、同表第5号様式の項中「生涯学習センター使用料・利用料金還付申請書」を「生涯学習センター利用料金還付申請書」に改め、同表第6号様式の項中「生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書」を「生涯学習センター利用料金還付決定通知書」に改め、同表を別表第6とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。